

USPTO が商標規則の改正案を公表

2011 年 7 月 15 日

JETRO NY 諸岡

USPTOは、商標規則の改正案を公表した(7月12日付官報)¹。本規則改正案は、更新登録審査を含む商標の審査において、実際にその商標を使用していることを証明する証拠や宣誓供述書等の提出を求める規定を拡充するもの。

本改正の理由としては、これまでも、商標の審査プロセスにおいて、当該商標を使用していることの証拠や宣誓供述書の提出を求めるルールは存在してはいたが²、商標を使用していることを証明する証拠を1つしか要求できない等、実際に商標が使われているか否かを確認するには必ずしも十分であるとは言えなかったことを挙げている。

今般の改正案は、37 CFR part 2, 37 CFR part 7 に対して行われる。従来から必要とされていた証拠に加え、USPTO から要求があった場合は、さらなる証拠や宣誓供述書等を提出しなくてはならなくなる。さらに、申請が複数のクラスに及ぶ場合、そのクラス毎に証拠の提出を要求されることがある。

これらの追加証拠の提出規定は新規出願、更新登録申請の場合を問わず設けられている。

改正案の説明によれば、今般の改正案により、登録商標のうち、使用されていない商標が減少することで、第三者による使用されていない商標の取り消し手続きや、無用な紛争が避けられる等が見込まれるとしている。

また、この改正案に対するコメントは、e-mail等により2011年9月12までにUSPTOに提出することとされている³。

(了)

¹ [Federal Register Vol.76, No.133 p40839-40844](#)

² [商標規則の仮訳](#)は特許庁のウェブサイトに掲載されている。

³ 宛先は TMFRNotices@uspto.gov